

## EU-ETS 指令における CCS の取扱い

資源 / エネルギーニューズレター

2023 年 12 月 5 日号

執筆者:

[紺野 博靖](mailto:h.konno@nishimura.com)

[h.konno@nishimura.com](mailto:h.konno@nishimura.com)

[佐藤 咲耶](mailto:s.sato@nishimura.com)

[s.sato@nishimura.com](mailto:s.sato@nishimura.com)

### 1. はじめに

二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という。）の回収及び貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage、以下「CCS」という。）による CO<sub>2</sub> 貯留分は、排出量取引制度や炭素国境調整措置において考慮された場合には、これらの制度における金銭的負担を軽減し得る。したがって、CCS 事業を実施する際には、排出量取引制度や炭素国境調整措置において CCS がどのように扱われているかを確認することが考えられる。具体的には、当該制度において、CO<sub>2</sub> 貯留分がどの範囲で考慮されるか、CO<sub>2</sub> 漏洩時に誰がどのような責任を負うのか、CCS 事業に伴う排出量（CO<sub>2</sub> 輸送時の排出量等）がどのように扱われるのか、証拠提供や検証等の事務的負担がどの程度発生するか等を検討する必要がある。

本ニューズレターでは、このうち、EU 域内排出量取引制度（EU Emissions Trading System、以下「EU-ETS」という。）を取り上げ、CCS による CO<sub>2</sub> 貯留分の取扱い及び CO<sub>2</sub> 漏洩時の対応を概説する。

### 2. CCS による CO<sub>2</sub> 貯留分の取扱い

EU-ETS において、対象施設（installation）の事業者（operator）は、毎年 9 月 30 日までに、前暦年の当該施設からの排出量に相当する排出枠（allowance）を、検証を受けた上で償却しなければならないが<sup>1</sup>、CCS 指令<sup>2</sup>に基づく許可を受け、恒久的な貯留のために回収及び輸送されるものとして検証を受けた排出量については、排出枠の償却義務が発生しない<sup>3</sup>。

ただし、CCS 指令が EU 及び欧州経済領域（EEA）における貯留についてのみ規制していることから、EU・EEA 域外で行われた CO<sub>2</sub> の貯留分は、考慮されない。また、EU-ETS が対象施設からの排出を前提とすることから、大気中の CO<sub>2</sub> を直接回収・貯留する場合（DACCS）等、対象施設からの排出とは無関係に行わ

---

<sup>1</sup> Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 2003 establishing a scheme for greenhouse gas emission allowance trading within the Community and amending Council Directive 96/61/EC（以下「EU-ETS 指令」という。）12 条 3 項。現行の EU-ETS 指令のテキストは、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02003L0087-20230605> を参照されたい。

<sup>2</sup> Directive 2009/31/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the geological storage of carbon dioxide and amending Council Directive 85/337/EEC, European Parliament and Council Directives 2000/60/EC, 2001/80/EC, 2004/35/EC, 2006/12/EC, 2008/1/EC and Regulation (EC) No 1013/2006（以下「CCS 指令」という。）。現行の CCS 指令のテキストは、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32009L0031> を参照されたい。

<sup>3</sup> EU-ETS 指令 12 条 3a 項。

れた CO<sub>2</sub> の貯留分は、EU-ETS において考慮されない<sup>4</sup>。

### 3. CCS における CO<sub>2</sub> 漏洩時の対応

恒久的な貯留のために回収及び輸送されるものとして検証を受けたにもかかわらず、回収、輸送又は地下貯留時に CO<sub>2</sub> が漏洩した場合には、（元々 CO<sub>2</sub> を排出した事業者ではなく、）回収、輸送又は貯留の各施設の事業者が、当該漏洩した CO<sub>2</sub> に相当する排出枠の償却義務を負う。詳細は、以下のとおり。

#### (1) CO<sub>2</sub> の回収、輸送又は地下貯留時に漏洩した CO<sub>2</sub> の扱い

EU-ETS において排出枠の償却が必要となるのは、以下のいずれかによる温室効果ガスの排出量である<sup>5</sup>。

- ① 対象施設 (installation) の排出源からの温室効果ガスの排出
- ② 附属書 I に記載された航空活動を行う航空機又は附属書 I に記載された海上輸送活動を行う船舶からの、当該活動に関して指定された温室効果ガスの排出
- ③ 附属書 III に記載された活動に対応する温室効果ガスの排出

このうち、①の対象施設 (installation) は、附属書 I に列挙された活動が遂行される設置装置 (stationary technical unit) 等を指すところ<sup>6</sup>、以下の通り、附属書 I の活動には、CO<sub>2</sub> の回収 (Capture)、輸送 (Transport) 及び地下貯留 (Geological storage) が含まれている。

【表 1】 EU-ETS 指令 附属書 I 抜粋 (CCS 関連)

対象となる活動	対象となる温室効果ガス
CCS 指令に基づき許可された貯留場所への輸送及び地下貯留を目的とした、EU-ETS 指令の対象施設からの温室効果ガスの回収 (capture)	CO <sub>2</sub>
CCS 指令に基づき許可された貯留場所での地下貯留のための、パイプラインによる温室効果ガスの輸送 (transport)	CO <sub>2</sub>
CCS 指令に基づき許可された温室効果ガスの貯留場所での地下貯留 (geological storage)	CO <sub>2</sub>

したがって、CO<sub>2</sub> の回収、輸送及び地下貯留において漏洩した CO<sub>2</sub> については、EU-ETS において排出枠の償却が必要とされる。

<sup>4</sup> 欧州委は、2022 年 11 月 30 日に、炭素除去の認証枠組みの導入に関する規則案 (Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing a Union certification framework for carbon removals, COM(2022) 672 final, at <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0672>) を公表しているが、同規則案における炭素除去の認証は、EU-ETS における排出枠の償却のために使用できないものとされている。

<sup>5</sup> EU-ETS 指令 3 条(b)号。

<sup>6</sup> EU-ETS 指令 3 条(e)号。

## (2) 漏洩した CO2 に相当する排出枠の償却義務を負う事業者

前述のとおり、排出枠の償却義務を負うのは、対象施設 (installation) の事業者 (operator) であるところ、事業者は、設備を運転若しくは管理する者又は (国内法に規定がある場合) 設備の技術的機能に対する経済的決定権を与えられた者として定義されている<sup>7</sup>。したがって、CCS の過程で漏洩した CO<sub>2</sub> については、CO<sub>2</sub> の回収、輸送及び地下貯留の各設備を運転若しくは管理する者または設備の技術的機能に対する決定的な経済的権限を委任された者が、排出枠の償却義務を負うことになると考えられる<sup>8</sup>。

## 4. まとめ

本ニュースレターでは、EU-ETS において、CCS による CO<sub>2</sub> 貯留分及び漏洩分が、以下のとおり扱われることを述べた。

- ① CCS 指令に基づく許可を受け、恒久的な貯留のために回収及び輸送されるものとして検証を受けた排出量については、排出枠の償却義務が生じない。
- ② 恒久的な貯留のために回収及び輸送されるものとして検証を受けたにもかかわらず、回収、輸送又は地下貯留時に CO<sub>2</sub> が漏洩した場合には、(元々 CO<sub>2</sub> を排出した事業者ではなく、) 回収、輸送又は貯留の各施設の事業者が、当該漏洩した CO<sub>2</sub> に相当する排出枠の償却義務を負う。

こうした EU-ETS における取扱いは、他の排出量取引制度や炭素国境調整措置における取扱いを検討する際にも参照され得る。とりわけ、2023 年 10 月から暫定適用が開始した EU の炭素国境調整措置 (CBAM) は、移行期間において CCS による CO<sub>2</sub> の貯留分を考慮しており<sup>9</sup>、2026 年からの本格適用における CCS の取扱いが着目される。CBAM は、EU 域内に輸入される一定の製品に対して、EU 製品が EU-ETS の下で負担する炭素コストと同等の金銭的負担を課すものであることから<sup>10</sup>、同制度における CCS の取扱いを検討するにあたっては、EU-ETS における CCS の取扱いが参考になり得る。

<sup>7</sup> EU-ETS 指令 3 条(f)号。

<sup>8</sup> これらの事業者は、漏洩した CO<sub>2</sub> の所有権を有しなくとも、当該 CO<sub>2</sub> に相当する排出枠の償却義務を負う。なお、CCS 指令は、貯留場所の閉鎖後は、所定の要件が満たされた場合、地下貯留された CO<sub>2</sub> の漏洩時の償却責任が当局に移管 (transfer) されなければならないことを定めている (18 条 1 項)。

<sup>9</sup> Commission Implementing Regulation (EU) laying down the rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards reporting obligations for the purposes of the carbon border adjustment mechanism during the transitional period, Annex III. 実施規則のテキストは、[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ%3AJOL\\_2023\\_228\\_R\\_0006#d1e40-94-1](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ%3AJOL_2023_228_R_0006#d1e40-94-1) を参照されたい。

<sup>10</sup> See, Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism, recital 31. 規則のテキストは、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023R0956&qid=1701600723632> を参照されたい。

なお、CBAM については、弊所ニュースレター「[EU の炭素国境調整措置 \(CBAM\) — 暫定的な政治合意 — \(2023 年 4 月 19 日号\)](#)」も参照されたい。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があるとあります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)